

平成27年2月6日  
放課後子ども総合プラン等説明会  
(岡山会場)

# 放課後子ども総合プラン等について

厚生労働省  
文部科学省

## 1. 放課後子ども総合プランについて

# 政府における放課後対策に関する主な経緯

## 放課後子どもプランの推進 (平成19年度から実施)

放課後児童クラブ(厚生労働省)と放課後子供教室(文部科学省)の連携を推進

【主な成果】市町村毎の運営委員会への教育委員会及び福祉部局担当者の参画や、両事業の指導者研修の合同開催等

【主な課題】放課後児童クラブと放課後子供教室を別々に行うなど連携が不十分

## 新たな「放課後子ども総合プラン」の策定

【平成26年3月19日：経済財政諮問会議・産業競争力会議 合同会議】

安倍総理から、「小1の壁」の打破のため、下村文部科学大臣、田村厚生労働大臣が協力し、両省の関連施策の一体運用、学校の校舎の徹底活用などを検討し、学童保育等を拡大するためのプランの策定について指示。

【平成26年5月22日：安倍総理大臣 一体型施設を視察】

放課後児童クラブと放課後子供室の一体型施設である、横浜市立中丸小学校「放課後キッズクラブ」を視察。視察終了後、「放課後子どもプランを更に拡充し、5年間で放課後児童クラブの約30万人分の受け皿を確保する」旨発言。

【平成26年5月28日：産業競争力会議 課題別会合】

～田村厚生労働大臣・下村文部科学大臣より「放課後子ども総合プラン」の策定方針を提示～

【平成26年6月24日：「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦（閣議決定）】

いわゆる「小1の壁」を打破し次代を担う人材を育成するため、「待機児童解消加速化プラン」に加えて、「放課後子ども総合プラン」を策定し、2019年度末までに30万人の放課後児童クラブの受け皿を拡大する。あわせて、1万か所以上の場所で、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体化を行う。

2

## 横浜市立中丸小学校放課後キッズクラブ総理視察概要

○日時：平成26年5月22日(木)

○場所：横浜市立中丸小学校

○概要：「小1の壁」を解消するための放課後対策の実践例として、小学校の施設を活用し、放課後子供教室(文部科学省)と放課後児童クラブ(厚生労働省)

### <学習活動の視察>

中丸小学校の施設内に設置されている、放課後キッズクラブの専用ルームで、宿題や読書などの学習活動を行っている児童の様子を視察されました。



### <紙飛行機づくりプログラムへの参加>

地域の紙飛行機作り名人が、丁寧に作り方を教え、実際に飛ばしてみるプログラムへ参加され、児童と一緒にプログラムを経験するとともに、交流を深めました。



### 視察終了後の取材時の発言

- ・「小1の壁」を突破する上で「放課後子どもプラン」を拡充すべきとの声があり、視察した。
- ・子供たちが地域の方々と一緒に(紙飛行機などの)プログラムに参加したり、宿題をしたりすることは重要であり、プランを更に拡充することが必要。
- ・5年間で放課後児童クラブの約30万人分の受け皿を拡大する。

### <参考>

#### 経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議(3/19)における総理指示

「次は、いわゆる「小1の壁」を乗り越えなくてはならない。下村大臣、田村大臣が協力して、両省の関連施策の一体的運用、学校の校舎の徹底活用などを検討し、学童保育等を拡大するためのプランを策定していただきたい。」

#### 成長戦略進化のための今後の検討方針(抄) 産業競争力会議(1/20)

「女性が輝く日本の実現」

就学前のみならず、小学校入学後も、子供が安心して過ごせる居場所を確保し、子供を持つ女性等の就業を更に促進する観点から、待機児童解消等に向けた学童保育の充実等について検討を行う。

3

趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

国全体の目標

- 平成31年度末までに
  - 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備  
(約90万人⇒約120万人)
  - ・新規開設分の約80%を小学校内で実施
  - 全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施  
(約600か所⇒1万か所以上)を目指す
  - ※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用
  - ※放課後子供教室の充実(約1万カ所⇒約2万カ所)

国全体の目標を達成するための具体的な推進方策

市町村及び都道府県の取組

- 国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載
- 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に、
  - ・平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業
  - ・小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策
 などを記載し、計画的に整備
  - ※行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定も可

市町村及び都道府県の体制等

- 市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化
- 「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

※国は「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討

学校施設を徹底活用した実施促進

- 学校施設の活用に応じた責任体制の明確化
  - ・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化
  - ・事故が起きた場合の対応等の取決め等について協定を締結するなどの工夫が必要
- 余裕教室の徹底活用等に向けた検討
  - ・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議
- 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進
  - ・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

- 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方
  - ・全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの
- ▶ 全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
- ▶ 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
- ▶ 実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
- ▶ 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要

放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携
  - ・学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合には、希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討
  - ・現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能



1 趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

2 国全体の目標

- 平成31年度末までに、以下を実施することを目指す
  - ・放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備
  - ・全小学校区(約2万か所)で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施
- 新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す
  - ※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用

3 事業計画

- 国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載
- 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に以下を盛り込む

- |  |   |
|--|---|
| <p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業</li> <li>・一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成31年度に達成されるべき目標事業</li> <li>・放課後子供教室の平成31年度までの整備計画</li> <li>・放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策</li> <li>・小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策</li> <li>・教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策 等</li> </ul> | <p>(都道府県)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に応じた研修の実施方法、実施回数等(研修計画)</li> <li>・教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策 等</li> </ul> |
|--|---|

※行動計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定することも可

4 市町村の体制、役割等

- 「運営委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校施設の使用計画・活用状況等について十分に協議を行うとともに、両者が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努める

5 都道府県の体制、役割等

- 管内・域内における放課後対策の総合的な在り方についての検討の場として「推進委員会」を設置
- 放課後児童支援員となるための研修のほか、両事業の従事者・参画者の資質向上等を図るため、合同の研修を開催

## 6 市町村における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

### (1) 学校施設を活用した放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施促進

#### ① 学校施設の活用に応じた責任体制の明確化

- 実施主体は学校ではなく、市町村の教育委員会、福祉部局等となり、これらが責任を持って管理運営に当たる
- 事故が起きた場合の対応等の取決め等について、あらかじめ教育委員会と福祉部局等で協定を締結するなどの工夫が必要

#### ② 余裕教室の活用促進

##### ○ 余裕教室の徹底活用等に向けた検討

- ・優先的な学校施設の活用が求められている中、運営委員会等において、各学校に使用できる余裕教室等がないかを十分協議
- ・既に活用されている余裕教室についても、改めて、放課後対策に利用できないか、検討することが重要
- ・市町村教育委員会は、その使用計画や活用状況等について公表するなど、学校施設の活用に係る検討の透明化を図る

##### ○ 国庫補助を受けて整備された学校施設を転用する場合の財産処分手続等

- ・放課後等に一時的に学校教育以外の用途に活用する場合は、財産処分には該当せず手続は不要となるため、積極的な活用を検討

#### ③ 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

- ・学校の特別教室、図書館、体育館、校庭等のスペースや、既に学校の用途として活用されている余裕教室を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯について放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施場所として活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

### (2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

#### ① 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方

- ・一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校内で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの
- ・活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
- ・放課後児童クラブについては、一体型として実施する場合でも、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要

#### ② 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の留意点

##### ○ 全ての児童の安全・安心な放課後等の居場所の確保

- ・両事業を小中学校内で実施することにより、共働き家庭等の児童の生活の場の確保と、全ての児童の放課後等の多様な活動の場を確保することが必要。実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意

##### ○ 全ての児童を対象とした多様な学習・体験活動のプログラムの充実

- ・共働き家庭等の児童を含めた全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
- ・両事業の従事者・参画者が連携して情報を共有し、希望する放課後児童クラブの児童がプログラムに参加できるよう、十分留意

6

### (3) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

- 学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合等については、希望する幼稚園などの地域の社会資源の活用も検討し、学校外での整備も可能
- 現に公民館、児童館等で実施している場合は、保護者や地域のニーズを踏まえ、引き続き当該施設で実施可
- 一体型でない放課後児童クラブ及び放課後子供教室についても、両事業の児童が交流できるよう連携して実施

### (4) 学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との密接な連携

- 学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者との間で迅速な情報交換・情報共有を図るなど、事業が円滑に進むよう、十分な連携・協力が必要
- 両事業を小中学校内で実施することにより、小学校の教職員と両事業の従事者・参画者の距離が近く、連携が図りやすい環境にあることを生かし、日常的・定期的に情報共有を図り、一人一人の児童の状況を共有の上、きめ細かに対応するよう努める
- 保護者との連絡帳のやりとりや日常的・定期的な対話等を通じて、家庭とも密接に連携し、児童の成長を共有していくことが重要
- 学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者の連携に当たっては、小学校区ごとに協議会を設置する等、情報共有を図る仕組みづくりを併せて進めることが望ましい

### (5) 民間サービスを活用した多様なニーズへの対応

- 児童の放課後活動について、サービスの水準・種類に対する多様なニーズを満たすため、地域における民間サービスを活用し、公的基盤整備と組み合わせることが適当

## 7 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の検討

- 平成27年4月からの新たな教育委員会制度において全ての地方公共団体に設けられる、首長と教育委員会を構成員とする総合教育会議での協議事項の1つとして、教育委員会と福祉部局と連携した総合的な放課後対策について取り上げることも想定
- 総合教育会議を活用し、首長と教育委員会が、総合的な放課後対策の在り方について十分協議し、学校施設の積極的な活用や、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施の促進を図っていくことも重要

## 8 市町村等の取組に対する支援

- 「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討
- 効果的な事例の収集・提供等を通じて地域の取組の活性化を図る

7

# 「放課後子ども総合プラン」の推進

(平成26年7月31日策定・公表)

## 趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

## 取組の現状

	放課後子供教室（文部科学省）	放課後児童クラブ（厚生労働省）
趣旨	すべての子供を対象として、安全・安心な子供の活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組を推進する。	共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。(児童福祉法第6条3第2項に規定) ※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした。(平成27年4月施行予定)
H27予算額	4,882百万円の内数(26予算額:3,765百万円)	57,497百万円(26予算額:33,223百万円)
実施か所数(クラブ児童数)	11,991か所(平成26年度)	22,084か所(936,452人)(平成26年5月) ※小学校内で実施するクラブ(11,653か所)のうち、同一の小学校内に放課後子供教室があるか所数 4,392か所
実施場所	小学校 75.9%、公民館 10.2%、児童館 3.7%、 その他(中学校、特別支援学校など) 9.2% (平成25年度)	小学校 52.8%(余裕教室 28.1%、専用施設 24.1%)、 児童館 12.4%、その他(専用施設、公的施設など) 34.8% (平成26年5月)
開設日数	111日(平成25年度平均)	原則として長期休暇を含む年間250日以上
指導者	地域の協力者等	放課後児童支援員等(専任)

## 国全体の目標（平成31年度末まで）

- 市町村行動計画等に基づく計画的な整備
- 学校施設を徹底活用した実施促進
  - ・管理運営の責任の所在を明確化
  - ・既活用分を含めた余裕教室の徹底活用
  - ・放課後等の一時的な利用の促進
- 両事業の従事者・参画者の連携強化による共通プログラムの充実
- 総合教育会議の活用による市町村における総合的な放課後対策の協議

■全小学校区（約2万か所）で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施（現行約600か所）を目指す  
※放課後子供教室の充実（約1万か所⇒約2万か所）

■放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備（約90万人⇒約120万人）

■新規開設分の約80%を小学校内で実施（現行約52%）を目指す

※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用

## 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の取組（ある自治体の例を参考に作成）

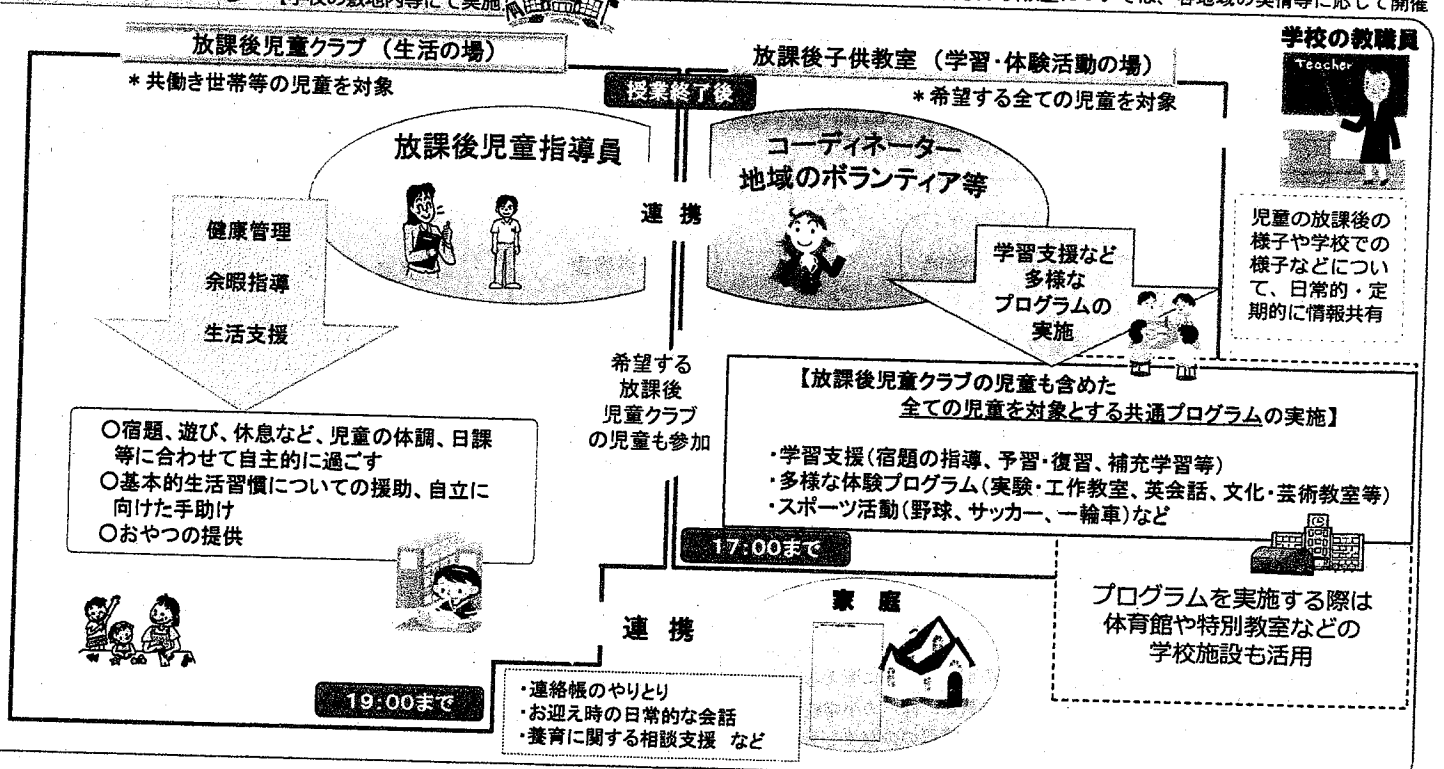
### 一体型とは

- 共働き家庭等も含めた全ての就学児童を対象に、共通の活動場所において多様な共通プログラムを実施
- 活動場所は学校の余裕教室や特別教室（家庭科室や理科室、ランチルーム等）、学校敷地内の専用施設等の安心・安全な活動場所を活用

### 一体型のイメージ

【学校の敷地内にて実施】

※放課後子供教室については、各地域の実情等に応じて開催



# 一体型の計画的な整備を推進するための具体的な方策

## 放課後子どもプランの推進（平成19年度から実施）

- 放課後児童クラブ（厚生労働省）と放課後子供教室（文部科学省）の連携を推進
- 【主な成果】市町村毎の運営委員会への教育委員会及び福祉部局担当者の参画や、両事業の指導者研修の合同開催等
- 【主な課題】放課後児童クラブと放課後子供教室の連携が不十分、学校施設の活用が不十分 など

## 放課後児童クラブと放課後子供教室を一体型で行うメリット

1. 学校の余裕教室等を活用することにより、児童にとって安心・安全な居場所を確保するとともに、学校と連携した取組を推進
2. 放課後児童クラブの児童も含めた全ての児童を対象として充実した学習・体験プログラムを提供

## 一体型を推進するための具体的な方策

### 1. 市町村における新たな数値目標の設定

- ◆本年4月に改正された「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画策定指針において、市町村行動計画に一体型の放課後児童クラブと放課後子供教室の目標事業量等を新たに記載

### 2. 新たに設置される総合教育会議の活用（教育委員会と地方公共団体の長が協議する機関として新たに設置）

- ◆本年6月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」において、新たに設置される「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

### 3. 学校区毎の協議会を新たに設置

- ◆活動プログラムの企画段階から、両事業の関係者や学校関係者などが参画する場として新たに学校区毎の協議会を設置し、活動プログラムの内容や学校施設の活用等について具体的に検討

### 4. 学校の余裕教室等の徹底活用（新たに設置する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施【現在約52%】）

- ◆放課後に使用していない教室の一時的利用（ex:家庭科室や理科室、ランチルーム）を含めた利用促進及び地方公共団体での学校施設の活用に関する好事例を紹介
- ◆実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化

### 5. 魅力的な学習・体験プログラムの一層の充実

- ◆大学生・企業OB、地域の高齢者、民間教育事業者、文化・芸術団体等の様々な人材の参画により、放課後児童クラブの児童も対象に、多様なかつ魅力的な学習・体験プログラムを提供

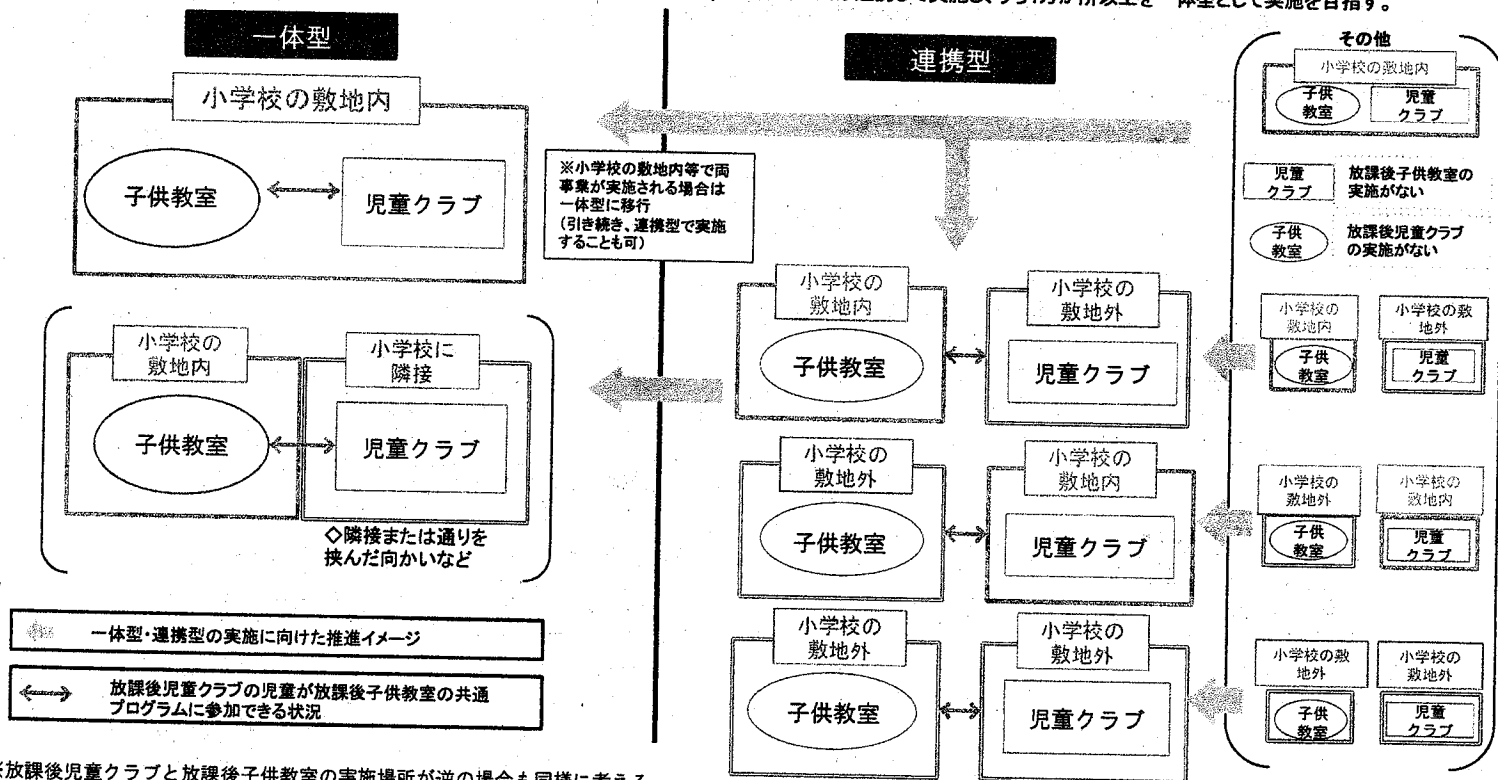
## 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型・連携型の実施に向けた推進イメージ

「放課後子ども総合プラン」 平成26年7月策定

平成26年12月26日現在

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備を進める。

平成31年度末までに放課後児童クラブと放課後子供教室を全小学校区(2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型として実施を目指す。



※放課後児童クラブと放課後子供教室の実施場所が逆の場合も同様に考える。

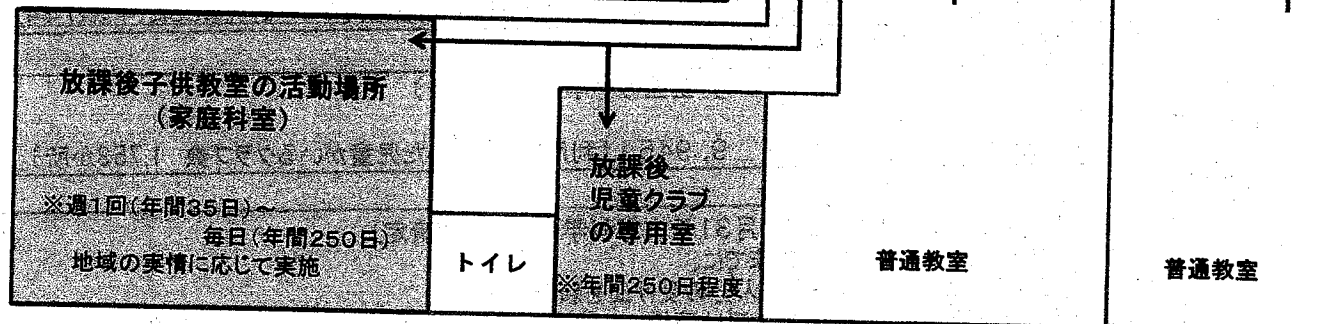
※一体型とは、放課後児童クラブと放課後子供教室の児童が、同一の小学校内等の活動場所において、放課後子供教室開催時に共通プログラムに参加できるものをいう。

※連携型とは、放課後児童クラブと放課後子供教室の活動場所の少なくとも一方が小学校内等以外の場所にあつて、放課後子供教室が実施する共通プログラムに、放課後児童クラブの児童が参加できるものをいう。

# 放課後児童クラブと放課後子供教室の「一体型」のイメージ①

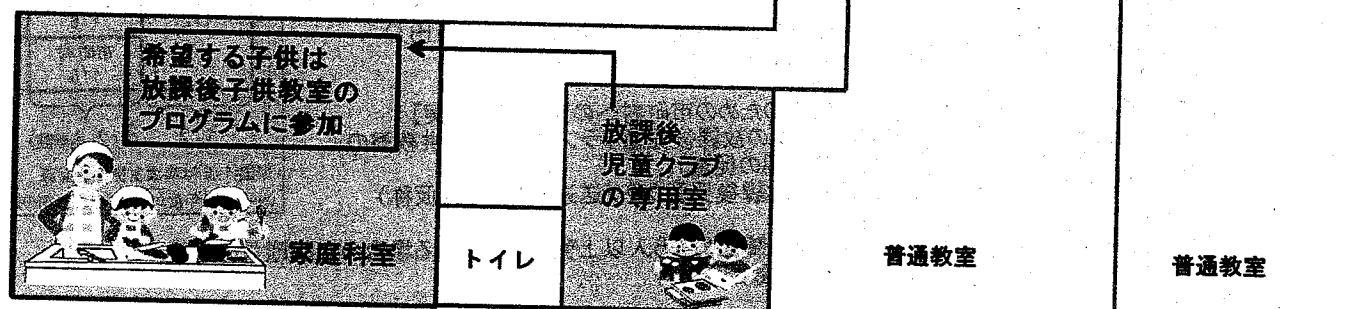
## ① 放課後の時間(授業終了後)

授業終了後、  
子供はそれぞれの  
活動場所へ移動



## ② 放課後子供教室のプログラム実施時間

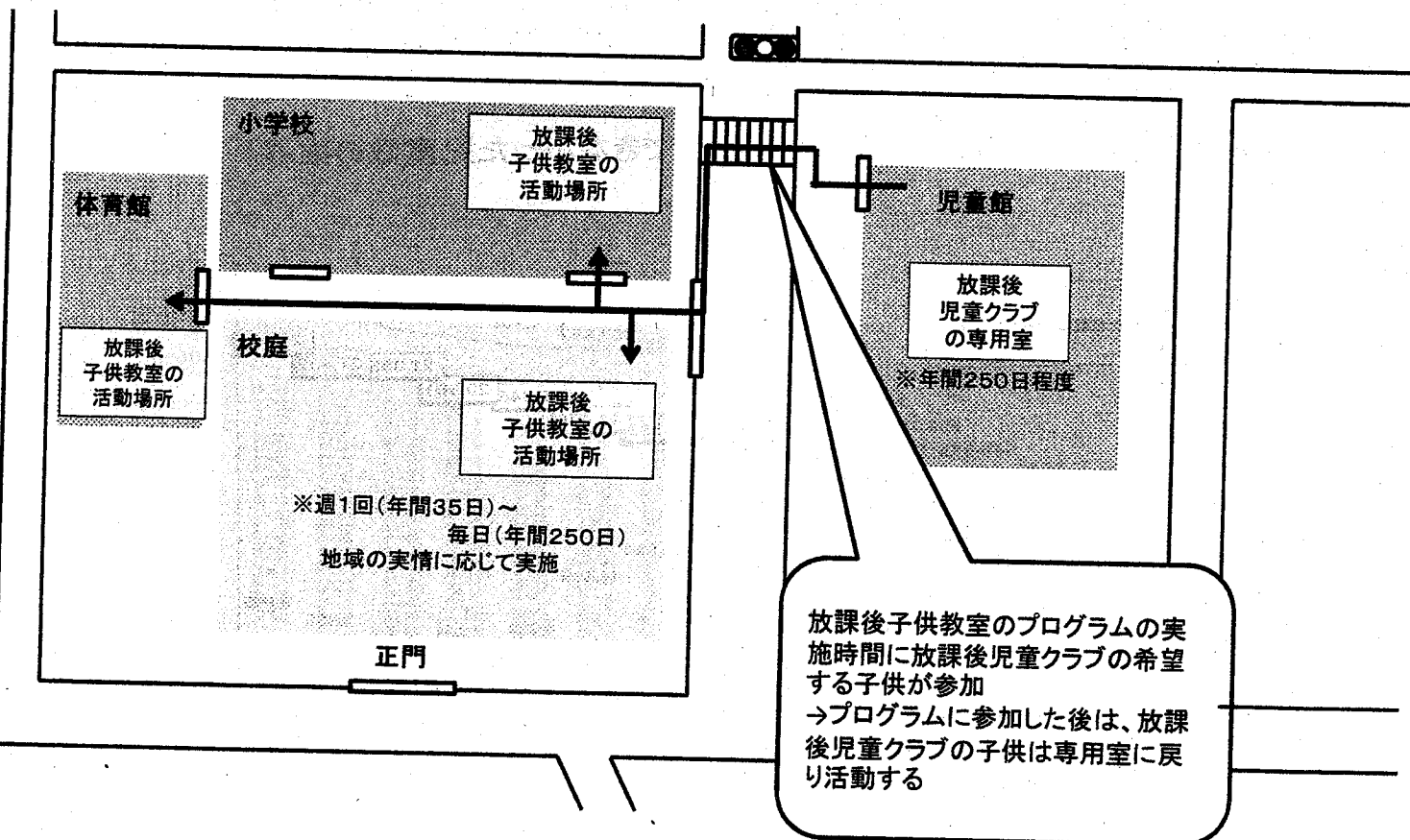
全ての子どもたちを対象としたプログラム(料理教室等)を実施



※プログラムに参加した後は、放課後児童クラブの子供は専用室に戻り活動する

# 放課後児童クラブと放課後子供教室の「一体型」のイメージ②

※原則、子供たちのみで安全に移動出来る場合(隣接または通りを挟んだ向かい)



放課後子供教室のプログラムの実施時間に放課後児童クラブの希望する子供が参加  
→プログラムに参加した後は、放課後児童クラブの子供は専用室に戻り活動する

# 放課後児童クラブの概要

## 【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る  
 (平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項))  
 ※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行予定)

## 【現状】(クラブ数及び児童数は平成26年5月現在)

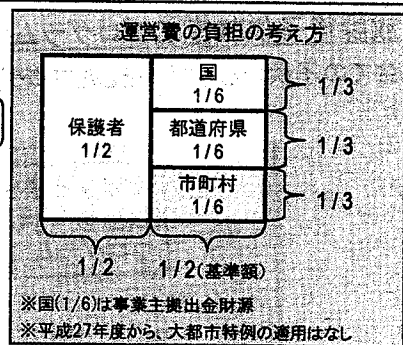
- クラブ数 22,084か所 (参考:全国の小学校20,357校)
- 登録児童数 936,452人
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 9,945人[利用できなかった児童がいるクラブ数 1,753か所]

## 【今後の展開】

- 「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日文部科学省と共同で策定)  
 ⇒国全体の目標として、平成31年度末までに、  
 ・放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備  
 ・全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施

## 【事業に対する国庫補助の内容】

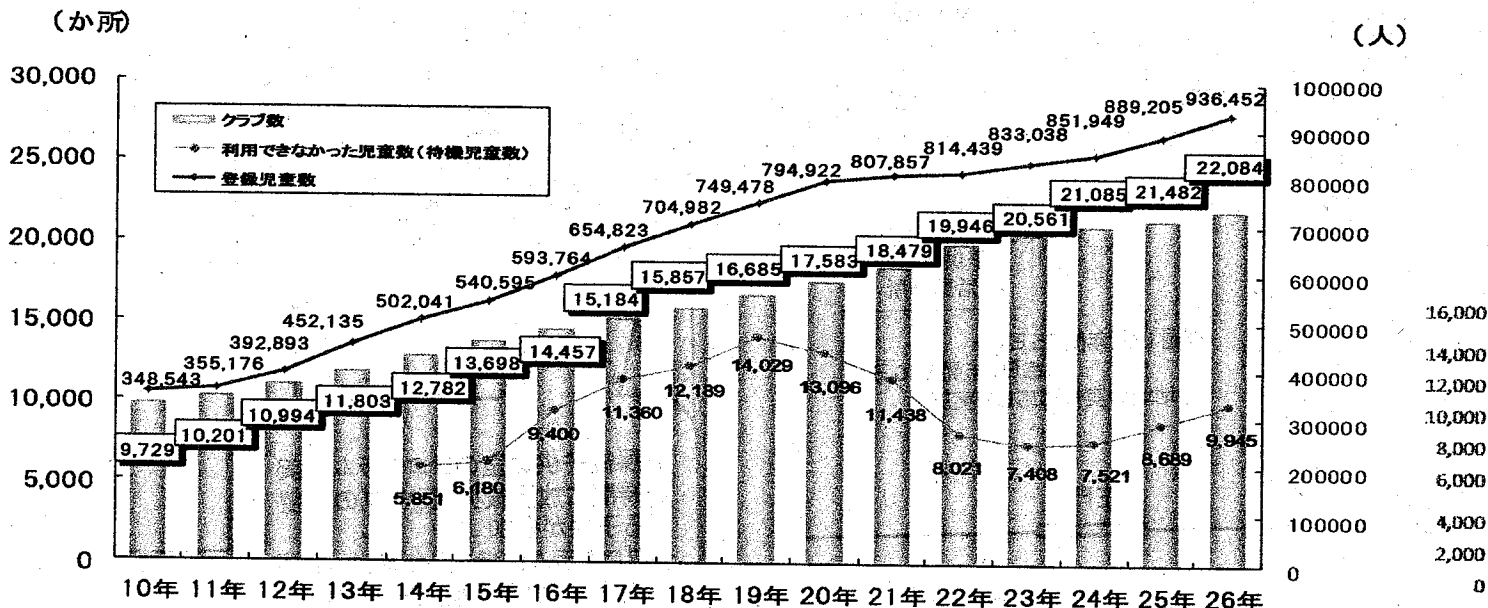
- 平成27年度予算案 575.0億円  
 ※年金特別会計子ども・子育て支援勘定に計上
- 運営費等  
 (原則、平日(200日:3時間以上開所)と土日、長期休暇等(50日以上:8時間以上開所))  
 を合わせた年間250日以上開設するクラブに補助。  
 ・支援の単位の児童数が40人の場合(基準額:370.6万円[総事業費741.2万円])  
 ・学校の余裕教室等を改修する場合(基準額:700万円)  
 ・備品購入のみの場合(基準額:100万円)  
 【「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実】  
 放課後子ども環境整備事業の充実(一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進、幼稚園・認定こども園等の活用の促進)、  
 放課後児童クラブ運営支援事業(仮称)、放課後児童クラブ送迎支援事業(仮称)  
 【質の改善事項(※全額消費税財源を活用)】  
 放課後児童クラブ開所時間延長支援事業、障害児を5人以上受け入れている場合の加配職員の配置、  
 19人以下の小規模クラブにおける職員の複数配置
- 整備費  
 ・新たにクラブを整備する場合(基準額:2,442.7万円)のほか、改築、拡張及び大規模修繕による整備を支援。  
 ※市町村が設置する場合、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担(平成27年度から、大都市特例の適用はなし)。



# 放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移

平成26年では、クラブ数は2万2,084か所、登録児童数は93万6,452人と過去最高を更新し、平成10年と比較すると、クラブ数は約2.3倍、児童数は約2.7倍となっている。また、クラブを利用できなかった児童数(待機児童数)は、9,945人(最大の19年に比べて約7割)となった。

[参考:クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移]



※各年5月1日現在(育成環境課調)

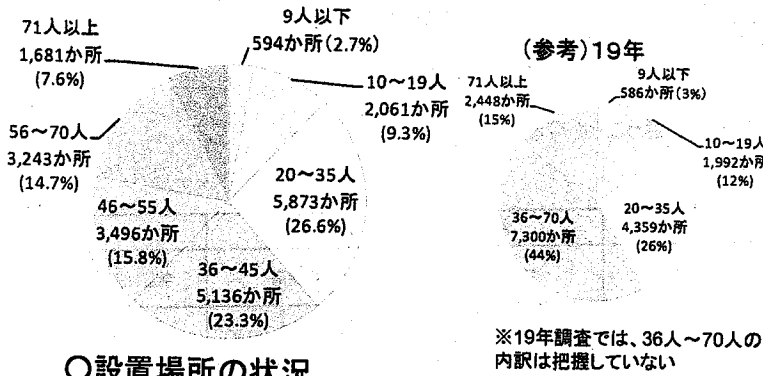


# 放課後児童クラブの現状

※平成26年5月1日現在(育成環境課調)

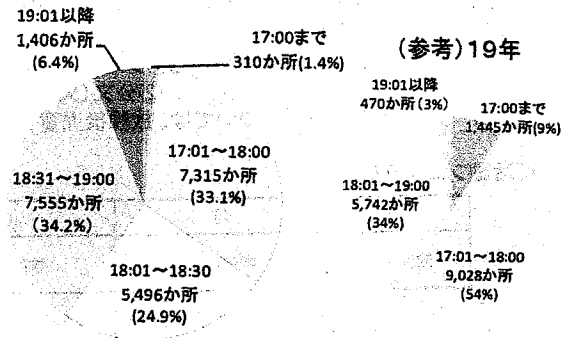
## ○規模別実施状況

登録児童数の人数規模別で見ると、45人までのクラブが全体の約62%を占める。



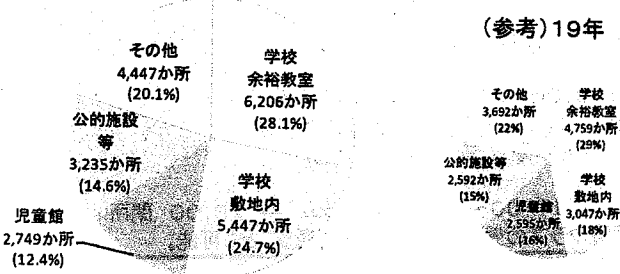
## ○終了時刻の状況(平日)

18時を超えて開所しているクラブが全体の約65%を占める。



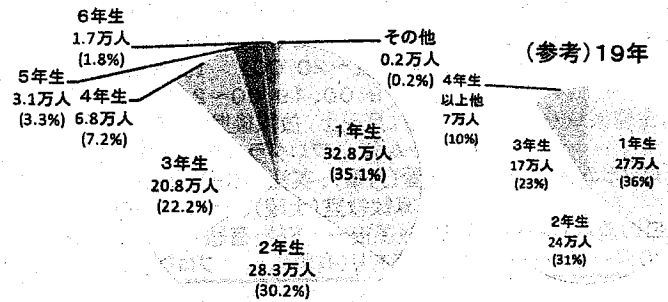
## ○設置場所の状況

設置場所では、学校の余裕教室が約28%、学校敷地内の専用施設が約25%と小学校内での合計が約53%、児童館が約12%であり、これらで全体の約65%を占める。



## ○登録児童の学年別の状況

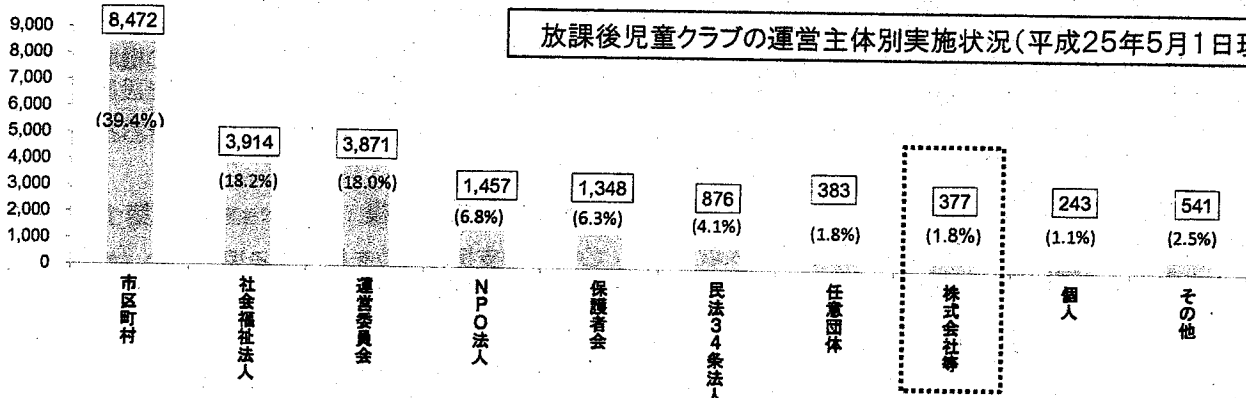
小学校1年生から3年生までで全体の約87%を占める。



# 企業が実施する高付加価値型の学童保育について

- 放課後児童クラブは、民間企業を含む多様な運営主体により実施されている。
- 企業が実施する高付加価値型のサービス(英会話、ダンスなど)についても、本来事業に付加する事業として実施することは妨げない。
- 企業参入による事業の提供体制の整備についても、地域の実情に応じて必要。

放課後児童クラブの運営主体別実施状況(平成25年5月1日現在)



Q: 放課後児童クラブにおける通常の活動内容の一環ではないが、保護者や本人の意向により、通常の活動に加えて塾やピアノ教室等を実施する場合、当該経費について国庫補助の対象として差し支えないか。

A: 放課後児童クラブにおける通常の活動内容に加えて、保護者や本人の意向により特別な活動内容(塾、ピアノ教室等)を実施することは差し支えない。

なお、この場合の特別な活動は、利用児童全員を対象とするものではなく、特定の児童を対象とした固有のニーズであることから、当該経費について国庫補助の対象とはならず、実費徴収により対応することが適当。

また、このような特別な活動を同一の建物内で実施する場合には、通常の活動(遊び、宿題など)を行っている児童の妨げにならないよう、特別活動を実施するための専用スペースを確保するとともに、通常の活動を実施している生活スペースと設備(出入り口やトイレ等)を別にするなど配慮すること。

# 企業が実施する高付加価値型の学童保育の事例

## ■事例: ウィルキッズフィールド戸田(戸田市) ※国庫補助を受給しているクラブ

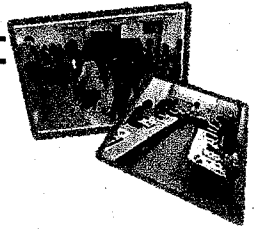
- ・設置主体・運営主体…株式会社 グローイングアップ
- ・利用時間…(平日)放課後～21:00 (土・長期休み)7:30～21:00 ※7:30～8:00、19:00～21:00は延長保育
- ・料金体系…基本料金(月～土 放課後児童クラブ分) 5,500円/月 ※19:00～21:00は延長料金発生
- ・コース内容…【コース内容】①習字(月3回)2,500円/月 ②英語(月4回) 5,500円 ※国庫補助対象外事業  
【提携で行うもの】①ジェクサースイミングスクール(月曜) ※入会金等免除、送迎有り  
②公文(火・金曜) ※送迎有り
- ・その他…コースについては、放課後児童クラブの児童以外の児童が通うことも可能。

### <活動プログラム例>

	月	火	水	木	金	土
放課後～	学童保育	学童保育	学童保育	学童保育	学童保育	学童保育
17時頃～	学童保育 スイミング	学童保育 公文	学童保育 習字	学童保育 英語	学童保育 公文	学童保育
19～21時	延長保育(希望者のみ)					

## ■事例: 学童保育「じゃんぷ」(戸田市) ※国庫補助を受給しているクラブ

- ・設置主体・運営主体…NPO法人 子ども支援ホーム
- ・利用時間…(平日)放課後～20:00 (土曜日)7:30～19:00 (長期休暇期間)7:30～20:00  
※7:30～8:00、19:00～21:00は延長保育
- ・料金体系…基本料金(月～土 放課後児童クラブ分) 5,500円/月 ※19:00～20:00は延長料金発生  
プログラム分 1プログラム無料～5,500円/月(プログラム内容による) ※国庫補助対象外事業
- ・プログラム内容…漢検練習(月曜)、英語(火曜)、脳トレーニング(水曜)、習字(隔週木曜)、ダンス基礎(金曜)、  
国語・算数教室(土曜)、サッカー(日曜)
- ・1日の流れ…(平日)放課後～ 下校・宿題 → 16:00～おやつ・外遊び → 17:00～ 各種プログラム → 20:00 閉所
- ・その他…送迎制度有り(有料)。 プログラムについては、放課後児童クラブの児童以外の児童が通うことも可能。



18

## 放課後児童クラブの基準について

- 放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなった
- このため、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」における議論を踏まえ、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号)を策定・公布した

### <主な基準>

※職員のみ従うべき基準(他の事項は参酌すべき基準)

#### 支援の目的(参酌すべき基準)(第5条)

- 支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない

#### 職員(従うべき基準)(第10条)

- 放課後児童支援員(※1)を、支援の単位ごとに2人以上配置(うち1人を除き、補助員の代替可)
- ※1 保育士、社会福祉士等(「児童の遊びを指導する者」の資格を基本)であって、都道府県知事が行う研修を修了した者(※2)
- ※2 平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了した者に、修了することを予定している者を含む

#### 開所日数(参酌すべき基準)(第18条)

- 原則1年につき250日以上
- ※ その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定める

#### その他(参酌すべき基準)

- 非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応 など

#### 設備(参酌すべき基準)(第9条)

- 専用区画(遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース)等を設置
- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

#### 児童の集団の規模(参酌すべき基準)(第10条)

- 一の支援の単位を構成する児童の数(集団の規模)は、おおむね40人以下

#### 開所時間(参酌すべき基準)(第18条)

- 土、日、長期休業期間等(小学校の授業の休業日)  
→ 原則1日につき8時間以上
- 平日(小学校授業の休業日以外の日)  
→ 原則1日につき3時間以上
- ※ その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定める

19